

# 印刷けんぽ

ニュース No.196

全国印刷工業健康保険組合  
東京都中央区新川1-5-13  
☎03-3551-9301  
令和3年3月16日発行

<http://www.insatukenpo.or.jp>



## 令和3年3月下旬からオンライン資格確認が始まります ～マイナンバーカードも健康保険証として利用できるようになります！～

令和3年3月下旬より、医療機関や薬局などでオンライン資格確認がスタートします。オンライン資格確認は、マイナンバーカードや健康保険証を使って、医療機関や薬局(注1)の窓口で、加入する健康保険組合の資格情報を確認するしくみです。このため、現在、新規発行分の健康保険証には枝番を付与しております。



今のところ、オンライン資格確認システムを導入予定の医療機関や薬局は約3割程度となっており、マイナンバーカードで受診できるところは限定的となっております。

また、顔認証付カードリーダーが設置されている医療機関や薬局では、マイナンバーカードを提示することで受診することができるようになります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に本人がマイナポータルで利用申込をする必要があります(注2)。

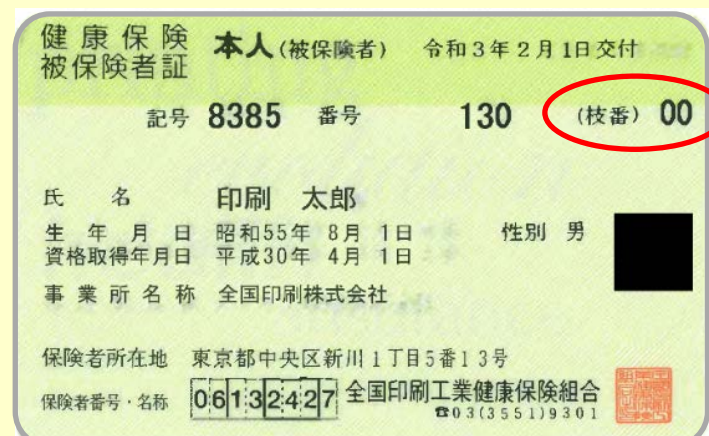
(注1) オンラインで資格の確認ができるシステムを導入している医療機関や薬局です。また、オンライン資格確認により、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の自己負担をすることがありません。

(注2) マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使いません。

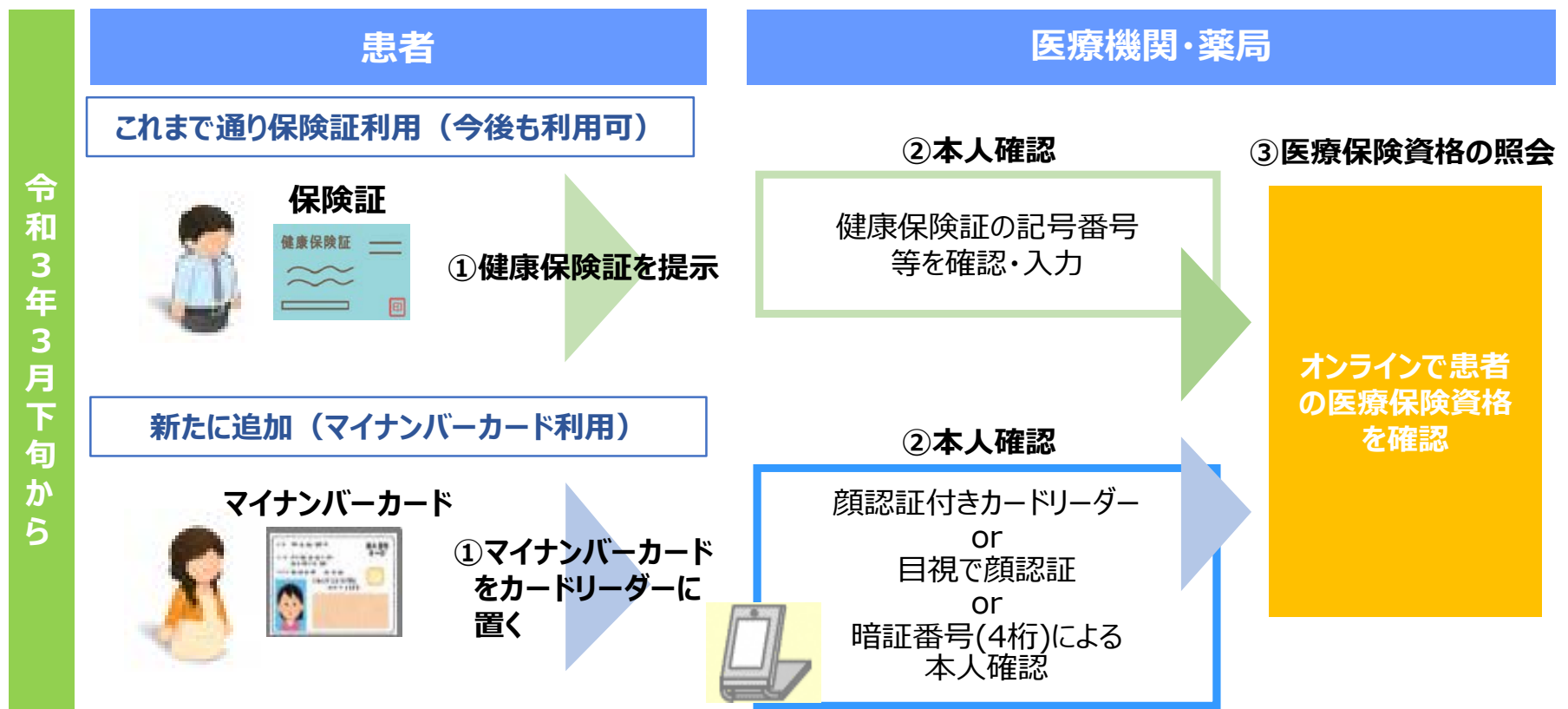
### 新規発行の健康保険証には個人を識別する枝番が付与されます。

新規発行の健康保険証に個人を識別する2桁の枝番が付与されます。枝番がある健康保険証を使用することにより、医療機関などの窓口では、加入する健康保険組合の資格情報をオンラインでチェックできるようになります。

※枝番が付与されていない従来の健康保険証でも資格確認ができます。



# 令和3年3月下旬以降の医療機関や薬局での資格確認の流れ



## オンラインで資格を確認する仕組みを導入済の医療機関・薬局と未導入の医療機関・薬局で対応が異なります

	保険証	マイナンバーカード
導入済の医療機関・薬局（※1）	○	○（※2）
未導入の医療機関・薬局	○	×

（※1）導入・未導入の見分け方：利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表される予定です。また、導入医療機関等のポスター・ステッカー等で確認できます。

（※2）マイナンバーカード利用のためには、事前にマイナポータルで保険証利用のお申込をお願いします。セブン銀行のATM等でも申込が可能になります。（3月下旬を予定）



⇒受診する医療機関・薬局によってマイナンバーカードが利用できないこともありますので、ご利用にあたっては必ずホームページ等でご確認をお願いします。また、あわせて保険証も持参してください。

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、利用できる医療機関・薬局も増えてくる見込みです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前の手続きが必要です。申込み方法等につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

令和3年度の印刷健保の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、340千円となります（令和2年度の360千円から変更されます）。

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

- ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ② 前年度9月30日時点における全ての印刷健保被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

令和2年9月30日時点における全ての印刷健保の被保険者の標準報酬月額の平均額は340,046円となり、この額は、標準報酬月額の第34級：340千円に該当します。



【お問い合わせ先】適用課徴収係（内線321～322）